## 京都市告示第263号

児童福祉法第21条の5の19第2号の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成26年8月11日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス	事業所名及び	事業所所在地	廃止年月日
	種別	事業所番号		
有限会社つぼみ			京都市下京区丹	
	児童発達支援	夢来(むっく)	波口通大宮西入	平成 26 年 8 月
		2650400019	丹波街道町29	10 日
			8	

(保健福祉局障害保健福祉推進室)